

京都大学留学生センター日本語研修生要項の一部を改正する要項

京都大学留学生センター日本語研修生要項（平成13年7月17日総長裁定）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都大学国際交流センター日本語研修生要項

「留学生センター」を「国際交流センター」に改める。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から実施する。